

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会車両購入積立金規程

平成 2 5 年 3 月 2 6 日制定

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に備えている車両の計画的な更新を図る財源に充てるため、伊達市社会福祉協議会自動車購入積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

（管 理）

第 2 条 積立金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 3 条 積立金の運用から生ずる収益は、この積立金に編入するものとする。

（処 分）

第 4 条 積立金は、車両の更新に必要な財源に充てることとし、予算に計上して処分することができる。

（委 任）

第 5 条 この規程に定めるもののほか積立金の管理及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、交付の日から施行する。